

オープンデータ専門部会会則

(目的)

第1条 市町村のオープンデータ（国，地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち，国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開されたデータ）の公開及び利活用促進のため，宮城県電子自治体推進協議会規約第8条第1項の規定に基づき，オープンデータ専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(調査検討事項)

第2条 部会は，オープンデータを推進し，官民データを活用した国民サービスの向上を図るため，次により調査検討を行う。

- (1) 県と市町村のオープンデータ公開に係るルールや情報共有に関すること
- (2) オープンデータ支援ツールの検討，共同利用等に関すること。
- (3) 民間のオープンデータ活用に係る意向調査に関すること。
- (4) その他自治体の官民データ活用に関すること。

(会員，役員)

第3条 部会の会員は，部会への参加を希望する協議会の会員で構成するものとする。

- 2 部会に部会長1名及び副部会長2名を置く。
- 3 部会長及び副部会長は，部会の構成員（以下「会員」という。）の互選によって定める。
- 4 部会の会議は，部会長が招集し，その会議を主宰する。
- 5 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。
- 6 役員任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。
- 7 部会長は，必要があると認めるときは，部会の会議に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を求めることができる。

(オブザーバー)

第4条 部会へのオブザーバー参加は，部会運営上支障がある場合を除き，認めるものとする。

- 2 オブザーバーは，部会の会議において意見を述べることができる。

(負担金)

第5条 部会の運営にかかる負担金については，不要とする。

- 2 調査研究上，必要な費用の負担については，別途協議する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は，宮城県企画部デジタルみやぎ推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年2月17日から施行する。